

事業者 殿

青梅労働基準監督署長

荷役作業を行うトラックターミナル、物流倉庫等における労働災害防止
対策の推進にかかる協力依頼について

日頃から、労働基準行政の推進につきましてご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、東京労働局管内の休業 4 日以上死傷者数をみると、平成 30 年は 10,486 人で、そのうち運送業全体における割合は 18.5% を占めております。

このような状況を踏まえ、東京労働局では平成 30 年度より第 13 次東京労働局労働災害防止計画をスタートさせ、「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズに、官民一体となって取組を推進しているところです。中でも、陸上貨物運送事業（道路貨物運送業および陸上貨物取扱業）における労働災害は、東京労働局管内の労働災害のうち 10.4% を占めていること、また、当該業種が 3 年連続の増加となっていることから、労働災害を減少させるための重点業種と位置付けているところです。

つきましては貴施設内の陸運事業者、荷主等において適切な労働災害防止対策が図られるよう、陸運事業者・荷主等・施設の運営者を含めた協議会等において、下記労働災害防止等にかかる資料の配布いただく等、周知をお願いいたします。

記

1. 陸運事業者

- (ア) 「荷役 5 大災害防止対策チェックリスト（陸運事業者用）」
- (イ) 「荷役作業での労働災害を防止しましょう！」（陸運事業者向け）
- (ウ) 「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐために」

2. その他共通事項

- (ア) 「荷役作業時の労働災害を防止しましょう」（荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル）
- (イ) 「荷役作業を安全に」（荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル）
- (ウ) 「安全に作業するための 8 つのルール」（ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル）
- (エ) 「テールゲートリフターを安全に使用するために」
- (オ) 「未熟練労働者の安全衛生教育マニュアル（陸上貨物運送事業編）」（平成 28 年度厚生労働省委託事業）